

平成27年度 均等・両立推進企業表彰

応募期間▶平成27年1月1日～3月31日

# ポジティブ・アクションを推進している企業 ファミリー・フレンドリーな企業 を表彰します

厚生労働大臣  
最優良賞

両部門に優れた企業

厚生労働大臣優良賞  
都道府県労働局長優良賞  
都道府県労働局長奨励賞

「均等推進企業」部門

職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業

厚生労働大臣優良賞  
都道府県労働局長優良賞  
都道府県労働局長奨励賞

「ファミリー・フレンドリー企業」部門

仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業

厚生労働省では、「職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」（ポジティブ・アクション）および「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進している企業を表彰しています。

平成27年度の各賞候補を募集します。「わが社こそは」と思われる企業の皆さま、ぜひご応募ください！



厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局雇用均等室

# このような企業が表彰の候補です

## 均等推進企業部門

- ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいることを公表している。
- ポジティブ・アクションの取り組みとして「採用拡大」、「職域拡大」、「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」に取り組んでいる。
- ポジティブ・アクションの取り組みのうち、「女性のみを対象」または「女性を優遇」する取り組みは、女性労働者が男性労働者と比較して相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

### ※「ポジティブ・アクション」とは…

男女間に見られる格差の解消を目指して、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

### ※「公表」とは…

「ポジティブ・アクション応援サイト」

<http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>

「女性の活躍推進宣言コーナー」

<http://www.positiveaction.jp/declaration/>

## ファミリー・フレンドリー企業部門

- 両立指標（平成24年2月改訂版）の点数が一定程度以上である。
- 法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮などの措置を導入し、よく利用されている。
- 男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- 時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- 年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

### ※「両立指標」とは…

企業自らが自社の仕事と家庭の両立支援策の進展度合いや不足している点を、63問の設問に答えて採点。自社の「仕事と家庭の両立のしやすさ」が客観的に評価できるように構成されたものです。

詳しくはこちら：<http://www.ryouritsu.jp/index.html>

## 厚生労働大臣最優良賞

- 過去に「均等推進企業部門」の大臣賞または「ファミリー・フレンドリー企業部門」の大臣賞を受賞し、さらにその部門での取り組みが進んでいる。
- もう一つの部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

※上記以外にも部門ごとに表彰基準が定められています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。



## 平成26年度 表彰企業

### 厚生労働大臣最優良賞

該当企業なし

#### 均等推進企業部門

厚生労働大臣優良賞 1 企業

都道府県労働局長賞 49 企業  
(優良賞・奨励賞)

#### ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣優良賞 6 企業

都道府県労働局長賞 13 企業  
(優良賞・奨励賞)

各企業の取組内容などは厚生労働省ホームページでご紹介していますのでご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000058840.html>)

トップページ  
「報道・広報」

報道発表資料

2014 年 9 月

9 月 25 日「平成 26 年度  
「均等・両立推進企業表彰」受賞企業決定」

## 応募方法

- 所定の応募用紙に必要事項を記入し（平成27年1月1日現在の状況）、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。
- 電子申請(<http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>)による応募も受け付けます。
- 応募用紙は、厚生労働省ホームページまたは都道府県労働局雇用均等室で入手できます。  
均等推進企業部門とファミリー・フレンドリー企業部門とは応募用紙が異なりますのでご注意ください。  
厚生労働大臣最優良賞の応募の際は、両部門とも応募用紙にご記入ください。

## 選考方法

- 1 都道府県労働局雇用均等室で、書類選考後、取り組み内容など詳細についてのヒアリングを実施します。
- 2 都道府県労働局長は、ヒアリング結果をもとに、表彰基準を満たす企業の中から、
  - ・都道府県労働局長賞の受賞企業
  - ・厚生労働大臣賞の候補企業を決定し、厚生労働大臣賞候補企業については、厚生労働大臣に対し推薦を行います。
- 3 厚生労働大臣は、推薦された企業の中から、
  - ・厚生労働大臣最優良賞
  - ・厚生労働大臣優良賞の受賞企業を決定します。

## その他

- 1 実施要領、表彰基準および応募用紙は厚生労働省ホームページからダウンロードしていただけます。  
(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>)

トップページ「厚生労働省からのご案内  
「政策について（組織別の政策一覧）」」

雇用均等・児童家庭局

主な制度紹介「均等・両立  
推進企業表彰について」

また、都道府県労働局雇用均等室でも配布しています。

- 2 選考結果は、都道府県労働局雇用均等室からお知らせします。
- 3 受賞企業には平成27年10月に表彰状の授与を行います。  
※厚生労働大臣賞については厚生労働大臣より、都道府県労働局長賞は各都道府県労働局長より、それぞれ表彰状の授与を行う予定です。

応募期間は

**平成27年1月1日～3月31日**

(※当日消印有効)

**ポジティブ・アクションに取り組む企業・両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています！**



ポジティブ・アクション シンボルマーク「きらら」



次世代認定マーク「くるみん」



仕事と介護の両立支援のシンボルマーク「トモニン」